

令和6年度 稲敷市地域デジタル化企画検討支援業務委託
プロポーザル審査(評価)要領

1. プロポーザルの評価

- (1) プロポーザルの評価は、本要領に基づいて行い、それを参考にして、審査委員会の審議により選定する。
- (2) 参加表明書等の評価表及び配点は、下記のとおりとする。
- (3) 技術資料については、評価基準により、あらかじめ事務局で評価を行い、審査委員会に提出する。

2. 業務実施上の留意事項（次の場合は委員会において、参加要件の確認を行い参加させるかを判断する。）

- (1) 企業の前年度売上高が著しく低い場合。
- (2) 企業の従業員数が、著しく少ない場合。
- (3) 茨城県内に提出者又は協力会社の事業所がない場合。
- (4) 企業の同種業務実績がない場合。
- (5) 業務責任者が同種業務の実績がない場合。
- (6) 業務責任者が提出者の組織に属していない場合。
- (7) 業務責任者が1名でない場合。
- (8) 各担当者が2名以下でない場合。
- (9) 業務責任者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。
- (10) 業務分野の大部分を再委託する場合。
- (11) 協力会社が稲敷市の指名停止を受けている期間中である場合。
- (12) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 技術資料の確認

評価項目の種類	評価項目	配点
企業の要件	資本金	2
	従業員数	3
	同種・類似業務実績	5
配置予定者の要件	業務責任者の同種・類似業務実績	5
	担当者の同種・類似業務実績	5
合計		20

※実績が無いものについては、原則、企画(技術)提案書の採点をせず、失格とする。ただし、審査会が認めた場合はこの限りではない。

4. 企画(技術)提案書の評価項目及び配点、評価基準

提出された企画(技術)提案書について、次の評価基準に基づき評価する。
なお、企画(技術)提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる

内容となっている、実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない場合は評価しない。

評価項目	配点
業務の企画（業務実施方針・工程表）	10
現状・課題分析	10
先進事例研究・DXマインド醸成支援	10
施策検討支援	10
職員参加型ワークショップの企画・運営	10
市民の意見収集	10
合計	60

企画(技術)提案書の評価

企画(技術)提案書の評価は、提案内容の妥当性、的確性、実現性、技術力等についての評価とする。採点は、評価項目の採点基準に基づき評価点（小数点以下第3位を四捨五入した値）を算出し、60点を満点とする。

【評価項目の採点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

5. ヒアリング（プレゼンテーション）の評価基準

ヒアリングの質疑応答の内容について、次の評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点
専門技術	当該業務の業務方針等の説明ができ、業務経験や知識が豊富である	10
取組意欲	当該業務全般を通して取組み意欲が感じられ、効果的な提案が示されているか	10
合計		20

6. 参考見積について

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

7. 企画(技術)提案書の特定

プロポーザル審査委員会は、提出された技術資料、企画(技術)提案書につ

いて、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者として特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、要求に対する提案毎の平均評価点数を比較し、平均点数の高い項目が多かった者を特定者とする。また、前記の方式をもって比較しても差がない場合は、参考見積の額が低い者を特定者とする。

なお、企画（技術）提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。